

砂川市訓令第45号
令和4年8月9日

砂川市営住宅単身入居取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市営住宅単身入居取扱要領の一部を改正する訓令

砂川市営住宅単身入居取扱要領（平成24年訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表及び第2項の表中「西6条8～13号棟」を「西6条1～13号棟」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。